

① 件名
放課後児童支援員の資格要件の緩和について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 地方分権提案募集において、放課後児童クラブの勤務経験は豊富だが、高校を卒業していないために、放課後児童支援員になれない者がいることから、資格要件を緩和すべきとの提案があり、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が平成30年3月30日に改正され、同年4月1日から施行された。 これに伴い、高等学校を卒業していない者であっても、5年以上の放課後児童クラブでの実務経験があれば、放課後児童支援員としての資格要件を満たすこととした。</p> <p>【目的】 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準で定める放課後児童支援員の資格要件の緩和を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号） 石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年石巻市条例第38号） 石巻市放課後児童健全育成事業の届出に関する規則（平成27年3月24日石巻市規則第8号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する 1 子育てを支援する環境を整備する</p> <p>【〔個別計画との整合性〕】 石巻市子ども・子育て支援事業計画 第3部 子ども・子育て支援事業計画 第2章 地域子ども・子育て支援事業の充実</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成26年 4月30日 地方分権改革に関する提案募集の実施方針（地方分権改革推進本部決定） 平成29年12月26日 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定 平成30年 3月30日 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令公布（平成30年4月1日施行）</p>
⑤ 主な内容
<p>高等学校を卒業していない者であっても放課後児童クラブで5年以上の実務経験があり、かつ、市長が適当と認めた者については放課後児童支援員となれるよう、資格要件を緩和するもの。</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 放課後児童支援員の資格要件を緩和することにより、資格を有する放課後児童支援員の安定的な確保につながり、さらには健全な放課後児童クラブの運営が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
仙台市、登米市 ：専決処分により平成30年4月1日適用 白石市、角田市ほか：6月定例会へ提案予定
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
平成30年6月 市議会第2回定例会に石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を提案（平成30年6月施行予定）
⑨ その他